

NO.	提出された意見	意見に対する市の考え
1-1	<p>都市計画マスタープランと「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」との関係は、上下関係ではなく連携であり、概要説明資料記載のとおり「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」及び「同基本計画」が都市計画マスタープランの上位の計画との位置づけであれば、立地適正化計画の3頁「立地適正化計画の位置づけ」を示した図に表記すべきではないか。</p>	<p>都市計画法第18条の2において「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を定めるものとする。」と規定されています。</p> <p>立地適正化計画は、この「都市計画マスタープラン」の一部とみなされていることから、上記の規定を踏まえ、本市の最上位計画である「基本構想」に即して定めることはもちろんのこと、「基本構想」に掲げた「みなとまち木更津再生プロジェクト」の更なる推進に向け取り組みを具体化する計画として定めた「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」及び「同基本計画」とも連携して定める必要があります。</p> <p>「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」の3頁の図において、「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」から「都市計画マスタープラン」へ向け「連携」と記載しておりますことから、今回の立地適正化計画の変更に係る概要説明資料に、「上位の計画である「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」及び「同基本計画」の記載内容に合わせた変更をする」旨を記載したものでございます。</p> <p>なお、「立地適正化計画の位置づけ（図1-3）」については、主に都市計画法第18条の2の規定をご理解いただくことを目的に分かりやすく単純化したものを表示しているため、個別の計画は記載いたしません。</p>
1-2	<p>立地適正化計画では、地域ごとに利便性を数値で表しているが、概ね5年毎に必要なに応じて同計画の見なおしをするために評価をする際に、利便性の数値低下、向上を再評価したうえで課題解決に向け同計画の見直しを検討するのか。</p>	<p>立地適正化計画につきましては、ご指摘いただきました「利便性評価」の他、国が作成した「立地適正化計画の手引き」に記載されている「施策の達成状況に関する評価方法の検討について」や、他自治体の先進事例を参考に、評価をしてまいります。その上で、必要に応じて、課題解決に向け誘導区域、誘導施設、誘導施策などを見直してまいります。</p>